

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案）の主なポイント

仮想通貨交換業者の実態や問題点等を中間とりまとめ等を通じて公表

仮想通貨交換業に該当するICOへの対応

一連の公表物の内容を監督上の着眼点として明確化

仮想通貨交換業に該当するICOについての監督上の着眼点の追加

事務ガイドラインの一部改正

公表物の内容の明確化

◆ 取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準

取り扱う仮想通貨の適切性に係る判断基準（移転記録の追跡が著しく困難な仮想通貨等の留意点を含む。）の充実

◆ 経営管理

- 経営上のリスクの特定・評価を踏まえた経営管理
- 財務上のリスク管理の明確化
- 仮想通貨の取扱いリスクの特定・評価を踏まえた仮想通貨の取扱いの適否に係る審査態勢の整備 等

◆ 利用者保護措置

- 利用者に提供する情報の内容の充実
- 取引開始基準・取引限度額の設定
- 取引の注文管理に係る必要な体制の整備
- 注文伝票・取引価格データの作成・保存 等

◆ AML・CFT

- 疑わしい取引の届出の考慮要素（ブロックチェーン上の取引履歴）の追加
- カバー先等に係るML・FTリスクの低減措置の実施
- 提携先に対する反社スクリーニングの実施

◆ 分別管理

- 受託仮想通貨を管理するウォレットと自己が保有する仮想通貨のウォレットの分離
- 分別管理に係る業務の社内管理体制の整備
- 分別管理監査に対応するための必要な社内態勢の整備 等

◆ 受託仮想通貨の流出リスクへの対応

- 流出リスクの特定・評価
- 流出リスクの低減措置の実施
 - ・（実務上可能な限り）コールドウォレットでの管理
 - ・ ホットウォレットで管理する仮想通貨の上限値の設定
 - ・ その他流出リスクの低減措置の例示
- 流出時の緊急時対応

◆ システムリスク

- サイバーセキュリティの強化
 - ・ サイバー攻撃に対する対策の具体化
 - ・ 攻撃を受けた場合の対応手順の整備
- 品質管理など開発過程管理の強化
- クラウドサービスなど外部サービス利用時のリスク管理の明確化 等

ICO（Initial Coin Offering）への対応

◆ 発行者（仮想通貨交換業者）が自らICOトークンを販売する場合

- 対象事業の適格性・実現可能性等の審査・検証
- トークンの販売時及び継続的・適時の情報提供・開示
- 調達資金の適切な管理(分別管理・目的外の使用禁止) 等

◆ 仮想通貨交換業者が発行者に代わってICOトークンを販売する場合

- 発行者の財務状況や対象事業の適格性・実現可能性等を審査・検証するための態勢の整備
- 発行者に対するモニタリング（発行者による適切な情報開示・調達資金の適切な管理が行われているか等）の実施
- （利用者保護上の問題が生じた場合は）トークンの販売中止その他必要な措置の実施 等